別表三　外国税額の控除に関する明細書

課税事業年度	・　・	法人名	

外国税額の控除額の計算

当期の控除対象外国法人税額（法人税申告書別表六(二)「1」）		1	円	復興特別法人税控除限度額の計算	当期の所得金額（法人税申告書別表六(二)「8」）	8	円
法人税の控除限度額（法人税申告書別表六(二)「17」）		2			当期の国外所得金額（法人税申告書別表六(二)「16」）	9	
差引控除対象外国法人税額 (1)－(2)		3			復興特別法人税控除限度額 ((7)×(9)/(8)と(7)のうちいずれか少ない金額)	10	
復興特別法人税額の計算	法人税額（別表一「11」）	4					
	法人税額の特別控除額（別表一「12」）	5					
	課税標準法人税額 (((4)－(5))又は(((4)－(5))×　－　))	6		外国税額の控除額 ((3)と(10)のうちいずれか少ない金額)		11	
	復興特別法人税額 (6)×10%	7					

連結法人の外国税額の控除額の計算

復興特別法人税額の計算	法人税額（別表一「11」）	12	円	復興特別法人税控除限度額の計算	当期の連結所得金額（法人税申告書別表六の二(二)「7」）	16	円
	法人税額の特別控除額（別表一「12」）	13			当期の連結国外所得金額（法人税申告書別表六の二(二)「15」）	17	
	課税標準法人税額 (((12)－(13))又は(((12)－(13))×　－　))	14			復興特別法人税控除限度額 (15)×(17)/(16)	18	
	復興特別法人税額 (14)×10%	15		外国税額の控除額（各連結法人の別表三付表「8」の合計）		19	

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）

別表三　記載要領

1　「外国税額の控除額の計算」の各欄は、法第40条第１号に規定する内国法人が法第50条第１項の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「課税標準法人税額（(4)－(5)又は((4)－(5))×―）　(6)」の欄は、法第47条第２項各号に掲げる法人の同項ただし書に規定する最後の課税事業年度にあっては「(4)－(5)　又は」を消した上、「(((4)－(5))×―)」の分子の空欄には当該各号に定める期間の月数を、分母の空欄には当該最後の課税事業年度の月数をそれぞれ記載し、その他の課税事業年度（法第45条に規定する課税事業年度をいう。第４号において同じ。）にあっては「又は(((4)－(5))×―)」を消すこと。

なお、「((4)－(5))又は(((4)－(5))×―)」の金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てること。

3　「連結法人の外国税額の控除額の計算」の各欄は、法第40条第５号に規定する連結親法人又は同条第６号に規定する連結子法人が法第50条第２項の規定の適用を受ける場合に記載すること。

4　「課税標準法人税額（(12)－(13)又は((12)－(13))×―）　(14)」の欄は、法第47条第２項各号に掲げる法人の同項ただし書に規定する最後の課税事業年度にあっては「(12)－(13)　又は」を消した上、「(((12)－(13))×―)」の分子の空欄には当該各号に定める期間の月数を、分母の空欄には当該最後の課税事業年度の月数をそれぞれ記載し、その他の課税事業年度にあっては「又は(((12)－(13))×―)」を消すこと。

なお、「((12)－(13))」又は「(((12)－(13))×―)」の金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てること。